しまね災害福祉広域支援ネットワーク運営要領

（目的）

第１条　この要領は、しまね災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱第６条に基づき、しまね災害福祉広域支援ネットワーク（以下「支援ネット」という。）の運営等に関して必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　支援ネット本部の平常時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

（１）しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議（以下「支援ネット会議」という。）の運営に関すること。

（２）効果的な災害福祉広域支援活動（以下「支援活動」という。）に向けた推進体制、仕組みづくり等に関すること。

（３）島根県・市町村行政、及び関係機関・団体等との協力連携体制の構築に関すること。

（４）福祉専門職（福祉職場の医療専門職を含む。以下同じ。）が行う支援活動に協力する意思のある社会福祉施設・事業所等（以下「協力施設等」という。）の登録に関すること。

（５）協力施設等に属する福祉専門職に対する研修、訓練、登録に関すること。

（６）福祉専門職派遣に係る活動環境整備に関すること。

（７）災害発生時の福祉専門職派遣に向けたチーム編成に関すること。

（８）他都道府県災害福祉広域支援ネットワーク等、関係機関・団体との連携に関すること。

（９）支援活動に関する周知、啓発に関すること。

２　支援ネット本部の災害発生時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

（１）被害情報の収集に関すること。

（２）島根県・市町村災害対策本部等関係機関との連絡調整に関すること。

（３）支援ネット会議の運営に関すること。

（４）支援ネット構成団体、及び協力施設との連絡調整に関すること。

（５）福祉専門職の派遣要請に基づく派遣調整・手続き等に関すること。

（６）派遣に係る費用負担の調整に関すること。

（７）その他、派遣に関して必要な事項に関すること。

（構成団体の役割）

第３条　構成団体は、支援ネット活動を円滑に行うために、次の事項について協力する。

（１）支援活動の普及・啓発に関すること。

（２）福祉専門職派遣登録の確保に関すること。

（３）福祉専門職登録者に対する訓練研修に関すること。

（４）災害発生時の情報収集、情報伝達等に関すること。

（５）災害発生時の福祉専門職派遣の調整等に関すること。

（６）災害発生時の福祉専門職が行う支援活動の技術的支援に関すること。

（７）その他、支援活動に必要な事項に関すること。

（協力施設）

第４条　福祉専門職が行う支援活動に協力する意思のある社会福祉施設・事業所等（以下「協力施設」という。）は、あらかじめ支援ネット本部に登録を行う。

２　協力施設等は、支援ネット設置要綱第４条第１項第１号から第７号に掲げる構成団体の会員、及び会員以外で支援ネットの趣旨に賛同する者であって、事前に協力申出を行った島根県内の社会福祉施設・事業所等とする。

３　協力施設等の代表者は、当該施設に所属する福祉専門職の支援活動への派遣に関する支援協力申出書（様式第１号）を支援ネット本部代表あてに提出する。

４　支援活動に登録できる福祉専門職は、次のとおりとする。

登録区分	名　称
国家資格又は公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、相談支援専門員、保育士、ホームヘルパー、管理栄養士、手話通訳士、歩行訓練士等
職　種	介護職員、生活支援員、生活相談員等
その他	県社協会長が認めた者

５　協力施設等は、当該施設に所属する福祉専門職を、支援ネット本部が実施する研修及び訓練に参加させるよう努める。

６　支援ネット本部は、前項に規定する研修のうち、基礎的な研修の修了者を派遣候補者として登録することとし、その名簿の作成、及び管理を行う。

７　協力施設等は、第１項及び第６項に規定する登録内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、支援ネット本部に提出する。

（災害発生時の情報体制）

第５条　国内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際に、支援ネット本部は島根県健康福祉部（以下「県健康福祉部」という。）との間で、速やかに支援活動に必要な情報共有を図る。

２　支援ネット本部は、必要に応じて支援活動に関する情報を構成団体事務局に伝達する。また、構成団体に対し、情報の収集、及び提供等を依頼することができる。

３　構成団体は、必要に応じて支援活動に関する情報を会員へ伝達する。

４　支援ネット本部は、構成団体から得た情報を、必要に応じて県健康福祉部へ情報提供する。

５　支援ネット本部、及び構成団体は、支援活動に関して得た情報に関し、外部への漏洩等がないよう適正に管理する。

（支援活動に向けた組織体制）

第６条　支援ネット本部は、発生した災害の状況や関係先の情報等をもとに緊急対策会議を開催し、支援活動に対する派遣要請に備える。

２　支援活動に係る指揮命令は、支援ネット本部代表である社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長が行い、県社協常務理事及び事務局長は代表を補佐する。

（派遣基準）

第７条　支援活動を行う場合の派遣基準は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際に、被災地市町村災害対策本部が、福祉的支援ニーズ等に対し広域的支援が必要であると判断し、県災害対策本部を通じて派遣要請があった場合。
（２）県外で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、当該都道府県災害対策本部等から島根県を通じて派遣要請があった場合。
２　支援ネット本部は、前項第１号の規定に関わらず、支援活動の必要性を判断することを目的に、支援ネット本部職員及び第９条第１号に定める先遣隊を被災地市町村に派遣することが出来る。

（派遣）
第８条　支援ネット本部は、派遣要請に基づき、被害状況、及び安全性の確保等を総合的に勘案し、支援活動を行う必要があると判断した場合に派遣調整を行う。
２　支援ネット本部は、派遣要請に基づき、速やかに協力施設等と島根県との間で調整を図り、派遣を決定するとともに、県社協会長は、派遣依頼書（様式第２号）を協力施設等代表者あてに通知する。
３　支援ネット本部は、第１項及び第２項に関わらず、前条第２項の派遣基準に基づき、協力施設等と島根県との間で調整を図り、第９条第１号に定める先遣隊の派遣を決定することが出来る。
４　前項の規定により派遣を決定した場合、県社協会長は派遣依頼書（様式第２号）を協力施設等代表者あてに通知する。

（活動区分・内容）
第９条　支援活動の区分は、次のとおりとする。
（１）先遣隊
①第７条第１項に基づく派遣
災害発生後の一般避難所において、医療・公衆衛生関係者及び当該避難所管理運営者等との連携支援体制を確立し、災害時公衆衛生活動への協力など初期的な福祉的ニーズへの対応を行う。
②第７条第２項に基づく派遣
災害発生後の一般避難所における避難者の状況や、福祉的ニーズの状況を確認し、福祉専門職による継続的な支援の必要性について支援ネット本部等へ助言する。
但し、派遣期間中に当該被災市町村から第７条第１項に基づく派遣要請があった場合、引き続き①に掲げる活動を行う。
（２）支援隊
災害発生後、避難所、及び被災福祉施設等において中・長期的に発生する福祉的支援ニーズ等に対し、福祉専門職として協力支援を行う。
（３）その他、被災地における福祉的支援ニーズ等に基づく活動を行う。
２　被災地における支援活動内容は、概ね次のとおりとし、また、活動期間は原則として３～５日間程度とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

活動区分	活動内容	活動場所	活動期間	資格・職種等
先遣隊	○福祉的ニーズの把握 ○継続的な支援活動の必要性についての見極め・助言 ○医療・公衆衛生関係者及び当	一般避難所等	概ね３～５日間程度／回	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、

	該避難所管理運営者等との連携支援体制の確立 ○災害時公衆衛生活動への協力 ○災害時要配慮者へのスクリーニング＊ ○個別ケアの実施 ○福祉的相談への対応 ○その他必要な業務			看護師等
支援隊	○避難所等での個別ケア、相談など福祉的ニーズへの対応 ○被災福祉施設等に対する応援業務 ○その他必要な業務	避難所、(被災）福祉施設等		上記有資格者のほか、介護職員、ホームヘルパー、保育士、生活支援員、生活相談員等
その他	福祉的支援ニーズ等に基づく活動、資機材・車両・生活用品等の貸出など			

＊スクリーニング…避難者の状態を見極め、必要に応じてサービスにつないだり、福祉避難所への移送等の必要性を判断する業務

３　支援ネット本部は、福祉専門職を被災地に派遣する際には、原則３～５名程度のチームを編成して派遣する。チームの名称は「島根県災害派遣福祉チーム（しまねＤＷＡＴ）」とする。

４　県外に先遣隊を派遣する場合、原則として支援ネット本部職員を業務調整員として同行させる。

５　業務調整員は、支援ネット本部の指示及び被災市町村災害対策本部からの指示に基づき、先遣隊が円滑に支援活動に従事できるための環境整備を行う。

６　第７条第２項の規定に基づき先遣隊を派遣する場合、原則として支援ネット本部職員とともに支援活動にあたるものとする。

（指揮命令）

第10条　福祉専門職が支援活動を行う際の指揮命令は、支援ネット本部代表が指名する者が行う。

（移動手段）

第 11 条　福祉専門職が支援活動先等へ移動する場合の手段は、原則として派遣元である協力施設等が確保する。ただし、被災状況等により移動手段の確保が困難な場合は、支援活動に係る関係先で調整する。

２　前項規定に関わらず、県外派遣の場合の移動手段は、支援ネット本部で調整する。

（費用負担）

第12条　福祉専門職の派遣に要する費用は、「災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書」（以下「協定書」という。）第５条に基づくものとする。

２　県外への福祉専門職の派遣に要する費用は、協定書第５条の規定を準用する。

３　第１項の規定に関わらず、第７条第２項の規定に基づく先遣隊の派遣に要する費用は県社協が負担する。但し、派遣期間中に当該被災市町村から派遣要請があった場合、派遣開始日に遡り第１項の規定を適用する。

（活動報告）

第 13 条　派遣された福祉専門職は、活動終了後に活動状況、及び移動方法等について記載した活動報告書（様式第３号）を県社協会長あてに提出する。

（支援活動環境整備）
第 14 条　支援ネット本部は、福祉専門職が支援活動を行うにあたって必要な資機材等の整備を行うなど、支援活動の環境整備に努める。

（補則）
第 15 条　この要領の実施に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附　則
この要領は、平成２７年９月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成３０年７月６日から施行する。
附　則
この要領は、令和２年８月２４日から施行する。